



厚生労働省発基安1226第3号

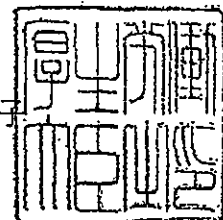
労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働省設置法第9条第1項第2号の規定に基づき、別紙「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成23年12月26日

厚生労働大臣 小宮山 洋子



労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第一 機械に関する危険性等の通知

一 機械を譲渡し、又は貸与する者（二において「機械譲渡者等」という。）は、文書の交付等により当該機械に関する次に掲げる事項を、当該機械の譲渡又は貸与を受ける相手方の事業者（二において「相手方事業者」という。）に通知するよう努めなければならないものとする。

- （一）型式、製造番号その他の機械を特定するために必要な事項
- （二）労働者に危険を及ぼし、又は労働者の健康障害をその使用により生ずるおそれのある機械の箇所
- （三）当該機械に係る作業のうち、（二）の箇所に起因する危険又は健康障害を生ずるおそれのある作業
- （四）（三）の作業ごとに生ずるおそれのある危険又は健康障害のうち最も重大なものに関する事項
- （五）（一）から（四）までに掲げるもののほか、その他参考となる事項

二 厚生労働大臣は、相手方事業者の労働安全衛生法（以下「法」という。）第二十八条の二第一項の調査及び同項の措置の適切かつ有効な実施を図ることを目的として機械譲渡者等が行う一の通知を促進するため必要な指針を公表することができること。

第二 危険有害化学物質等に関する危険性又は有害性等の表示等

一 化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるもの（法第五十七条第一項の規定により表示等が義務付けられている物を除く。以下「危険有害化学物質等」という。）を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときにあつては、その容器）に次に掲げるものを表示するよう努めなければならないものとする。

(一) 次に掲げる事項

- 1 名称
- 2 成分
- 3 人体に及ぼす作用
- 4 貯蔵又は取扱い上の注意
- 5 表示をする者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号
- 6 注意喚起語

7 安定性及び反応性

(二) 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの

※ 化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものは、日本工業規格Z7253付属書Aに定める物理化学的危険性又は健康有害性をいずれか一つでも有するものとするを予定している。

二 危険有害化学物質等を一に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、一の(一)及び(二)に記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付するよう努めなければならないものとする。

三 特定危険有害化学物質等（危険有害化学物質等（法第五十七条の二第一項に規定する通知対象物を除く。）をいう。以下同じ。）を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付又は相手方の事業者が承諾した方法により特定危険有害化学物質等に関する次に掲げる事項（二に規定する者にあつては、一の(一)及び(二)を除く。）を、譲渡し、又は提供する相手方に通知するよう努めなければならないものとする。

(一) 名称

(二) 成分及びその含有量

- (三) 物理的及び化学的性質
- (四) 人体に及ぼす作用
- (五) 貯蔵又は取扱い上の注意
- (六) 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
- (七) 通知を行う者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号
- (八) 危険性又は有害性の要約
- (九) 安定性及び反応性
- (十) 適用される法令

(十一) その他参考となる事項

四 特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する者は、三により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付又は相手方の事業者が承諾した方法により、変更後の三の(一)から(十一)までの事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方に通知するよう努めなければならないものとする。

五 厚生労働大臣は、危険有害化学物質等又は特定危険有害化学物質等の譲渡又は提供を受ける相手方の事

業者の法第二十八条の二第一項の調査及び同項の措置の適切かつ有効な実施を図ることを目的として危険有害化学物質等又は特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する者が行う一の表示及び三の通知を促進するため必要な指針を公表することができること。

第三 施行期日

この省令は、平成二十四年四月一日から施行すること。